

富山市清掃及び設備保守点検等業務委託競争入札参加者選定要綱

平成20年11月1日富山市告示第586号
改正平成27年3月25日富山市告示第97号
改正平成30年9月28日富山市告示第336号
改正平成31年3月29日富山市告示第114号
改正令和2年10月30日富山市告示第426号
改正令和3年3月29日富山市告示第134号
改正令和4年10月31日富山市告示第343号
改正令和6年3月12日富山市告示第84号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、富山市が庁舎等の清掃、受付、警備及び各種設備の保守点検等の業務委託を行う場合において、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、資格審査の時期及び方法等について、必要な事項を定める。

(入札参加資格者)

第2条 競争入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、第4条に規定する事項について審査を受け、第5条の規定による競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者
- (3) 次条第1項の申請をする日（以下「申請日」という。）において、その者の営業年数が1年未満の者
- (4) 税を滞納している者
- (5) 第9条第1項の規定により入札参加資格を取り消され、2年を経過しない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手

続開始の申立てがなされている者、並びに更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再度の入札参加資格の認定を受けていない者

- 3 前2項の規定は、令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約の場合に準用する。

(入札参加資格審査の申請)

第3条 競争入札に参加しようとする者は、清掃及び設備保守点検等業務委託競争入札参加資格審査申請書兼誓約書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。なお、申請に係る業種は別表に掲げるとおりとする。

- (1) 登記事項証明書(法人が申請する場合に限る。)又は身分証明書(個人が申請する場合に限る。市町村長発行のもの。)
- (2) 委任状(入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領等の権限を委任する場合に限る。)
- (3) 納税証明書
- (4) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等の財務状況を証する書類)
- (5) 営業実態調書(様式第2号)
- (6) 営業経歴書(様式第3号)
- (7) 営業許可証等調査書(様式第4号)
- (8) 取引金融機関届(様式第5号)
- (9) 資本関係・人的関係に関する調書(様式第6号)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請書は、平成20年度及び同年度から起算して2の倍数の年度を経過したごとの年度(以下「定期受付年度」という。)の11月1日から12月25日まで(富山市の休日を定める条例(平成17年富山市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)に市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、定期受付年度の受付(以下「定期受付」という。)のほか、入札参加資格の有効期間の開始日から、当該定期受付年度から起算して2年度経過後の2月15日まで(休日を除く。)の間、申請書を受け付ける(以下「随時受付」と

いう。）。

（審査事項）

第4条 第2条第1項の規定による審査は、次の各号に掲げる事項について行う。

（1）経営規模

ア 申請日の直前の事業年度の決算（申請日において直前の事業年度の決算が確定していない場合にあっては、その前年の事業年度の決算。以下「直前決算」という。）における自己資本金額（法人にあっては資本金、資本準備金、積立金及び繰越利益剰余金（繰越損失）をいい、個人にあっては次年度繰越純資本金をいう。）

イ 申請日において事業に従事する従業員数

（2）年間平均業務受託額

直前決算及び直前決算の前年の決算の各事業年度における業務受託額の平均を算出した年間平均業務受託額

（3）営業年数

申請日までの営業年数

（競争入札参加資格者名簿への登載）

第5条 市長は、第3条の規定により申請をした者が入札参加資格を有すると認めるときは、競争入札参加資格者名簿に登載する。

（入札参加資格の有効期間）

第6条 入札参加資格の有効期間は、定期受付にあっては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月31日までとし、随時受付にあっては競争入札参加資格者名簿に登載された日から次の定期受付年度の3月31日までとする。

（共同企業体）

第7条 入札参加資格者は、業務の内容により、複数の入札参加資格者で構成される共同企業体を結成することができる。

2 共同企業体の構成員は10者以内とする。

3 共同企業体の代表者は、清掃及び設備保守点検等業務委託共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第7号）に、共同企業体協定書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

4 前項に規定する業務委託共同企業体入札参加資格審査申請書は、随時受け付け

る。

5 共同企業体の資格審査は第4条の規定に基づいて行い、同条第1号及び第2号の事項にあっては各構成員の数値の和により、同条第3号の事項にあっては各構成員の平均数値により審査する。

6 共同企業体の構成員が第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該共同企業体は、同条の規定の適用を受け、共同企業体が同条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該共同企業体の構成員について同様とする。

7 第5条の規定は、第1項に規定する共同企業体について準用する。

(変更等の届出)

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに入札参加資格変更届出書(様式第8号)を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称及び所在地
- (2) 受任先営業所等の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 指定口座
- (6) 電話番号及びFAX番号
- (7) その他

2 入札参加資格者は、入札参加資格を取り下げようとするときは、入札参加資格取下届出書(様式第9号)を提出しなければならない。

(入札参加資格の取消し)

第9条 市長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれか又は第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第2条第2項第4号の規定に該当したとき。
- (3) 申請書又はその添付書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (4) 前条に規定する変更の届け出をしなかったとき。

2 前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、競争入札参加資格者名簿から抹消するとともに、清掃及び設備保守点検等業務委託競争入札参加資格取消通知書(様式第10号)により通知する。

(営業の承継等)

第10条 入札参加資格者から営業を承継した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、被継承人等の当該営業に従事した期間及び納付した税は、承継した者において従事し、又は納付したものとみなす。

- (1) 入札参加資格者の死亡により、当該営業の一切を相続したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表者に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し、会社の代表者がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。
- (4) 合併により解散した会社の代表者又は役員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の代表者又は役員に就任し、現にその任にあるとき。
- (5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。
- (6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その分離した部門の一切の営業を譲渡したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、営業を承継したと市長が認めるとき。

2 承継した者は、当該承継の態様により新規に又は清掃及び設備保守点検等業務委託入札参加資格（譲受、相続）審査申請書兼誓約書（様式第11号）若しくは第8条に規定する入札参加資格変更届出書に、別に指定する書類を添えて市長に申請し、又は届け出て入札参加資格の認定を受けることができる。この場合において、当該入札参加資格の有効期間は、従前の入札参加資格者が有していた有効期間の残期間とする。

3 第5条の規定は、前項の認定について準用する。

(電子情報処理組織による手続等)

第11条 申請等（申請、届出その他のこの告示の規定に基づき市長に対して行われる通知をいう。）のうち当該申請等に関するこの告示の規定により書面等（富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年富山市条例第5号）第2条第3号に規定する書面等をいう。）により行うこととしているものについては、当該規定にかかわらず、同条例第3条並びに富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年富山市規則第26号）第3条及び第4条の規定の例により電子情報処理組織（同条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、廃止前の清掃及び設備保守点検等業務委託競争入札参加者選定要綱の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日以後における平成20年度の随時受付に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

業種		業務内容（例）
8001	受付	受付、電話交換、展示物案内、誘導
8002	清掃	庁舎清掃、事務所清掃、病院施設清掃
8003	常駐警備	施設常駐警備、イベント会場警備
8004	機械警備	機械警備
8005	電気設備保守	電気設備保守、自家用電気工作物保守
8006	冷暖房設備保守	空調設備保守、空気清浄機保守、分煙機保守
8007	消防設備保守	火災報知器保守、消火設備保守
8008	電話、通信機器保守	電話交換機器保守、無線機保守、回線保守
8009	自動ドア保守	自動ドア保守
8010	エレベーター保守	エレベーター保守、エスカレーター保守、小荷物専用昇降機
8011	測定機器保守	測定機器保守、検査機器保守、計量機器保守
8012	医療機器保守	医療機器保守、医療装置保守
8013	その他機械設備保守	機械式駐車設備保守、舞台床機構保守
8014	貯水槽保守	貯水槽保守、貯水槽清掃
8015	浄化槽保守	浄化槽保守、浄化槽清掃
8016	配水管、下水管等保守	管渠保守、管渠清掃
8017	上下水道施設管理	上下水道施設管理
8018	活性炭入替	活性炭入替
8019	有害鳥獣虫駆除	鳥害防除、獣害防除、害虫防除
8020	測定、検査、計量	環境関係測定、検査、計量
8021	漏水調査	漏水調査
8022	意識、動向等調査	市民意識調査、市場調査、アンケート
8023	文化財等調査	史跡、文化財発掘調査
8024	計画策定	基本計画策定
8025	航空写真、図面製作	航空写真、図面製作、地図製作
8026	複写	複写
8027	道路清掃	道路清掃、側溝清掃
8028	照明設備保守	街灯保守、照明灯保守、舞台照明保守
8029	公園等管理	樹木剪定、樹木管理、除草、草木植栽、雪囲い
8030	旅行	交通機関手配、宿泊施設手配
8031	旅客輸送	バス輸送、タクシー輸送
8032	貨物輸送	物品輸送、書物輸送、美術品輸送
8033	一般廃棄物収集、運搬	一般廃棄物収集、運搬
8034	産業廃棄物収集、運搬	産業廃棄物収集、運搬
8035	特別管理産業廃棄物収集、運搬	特別管理産業廃棄物収集、運搬
8036	一般廃棄物処理	一般廃棄物処理
8037	産業廃棄物処理	産業廃棄物処理
8038	特別管理産業廃棄物処理	特別管理産業廃棄物処理
8039	紙類リサイクル	古紙リサイクル
8040	金属類リサイクル	金属リサイクル
8041	人材派遣	窓口業務、外国語指導助手
8042	医事事務	レセプト審査、薬品管理
8043	健康診断	健康診断
8044	福祉事業	介護事業
8045	給食	給食調理、配膳
8046	クリーニング	寝具、白衣、作業衣
8047	滅菌	器具滅菌、室内滅菌

8048	情報処理	システム・ソフト開発・保守、データ入力・処理、ホームページ作成
8049	放送、新聞	テレビ、ラジオ、新聞
8050	番組、ビデオ制作	番組制作、ビデオ制作
8051	広告代理	雑誌広告、新聞広告、車内広告
8052	催事企画	会場設営、展示、舞台照明、音響
8053	翻訳、通訳、速記	翻訳、通訳、速記
8054	調律	ピアノ調律
8099	その他	その他の業務